

仕様書

沖縄県文化観光スポーツ部
スポート振興課

1 工事名称

奥武山総合運動場施設消防用設備改修工事

2 場所

- (1) 県立武道館 (那覇市奥武山町 52 番地)
- (2) 奥武山水泳プール (那覇市奥武山町 44 番地)
- (3) 奥武山弓道場 (那覇市奥武山町 44 番地の 1)
- (4) 糸満球技場 (糸満市西崎 1 丁目 1 番 2 号)
- (5) ライフル射撃場 (南城市大里字大里 1329 番地)

3 工事期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

4 工事概要

奥武山総合運動場施設の消防用設備改修工事を行う。

5 工事内容

別添「数量表」のとおり

6 留意事項

- ・本工事に必要とされる機材・車両・燃料費・消耗品等は本業務に含むものとする。
- ・廃棄物の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- ・本工事に必要な光熱水費に要する手続きや手配は受注者で行うものとし、その費用は受注者負担とする。

7 一般事項

- ・受注者は専任者を配置すること。
- ・工事に関する技術的な責任は全て受注者が負うものとし、作業に対する指揮監督は施設指定管理者の了承後、受注者において行うこと。
- ・工程に関しては、施設の一般業務に支障のないよう、施設指定管理者と協議を行い、工程計画作成や業務の遂行を行うこと。なお、工事期間の終期に関わらず、可能な限り早期に工事を完了するよう努めること。
- ・工事に関する騒音などは極力抑えるように努め、音出し作業に関しては、施設のイベントスケジュールに配慮した施工計画を立てること。
- ・安全作業を心がけ、養生や注意を徹底し、災害の防止に努めること。
- ・資材搬入・搬出時間は、事前に打ち合わせを行うこと。

- ・作業場所は、工事用標識を掲示し、第三者が立ち入らないように、作業区分を行うこと。
- ・資材置き場、休憩場所、加工場所が必要な場合は、協議を行い、場所を決定すること。
- ・作業終了後には、清掃作業を行い、整理整頓を行うこと。
- ・本工事に必要な官公署等への許認可等必要な申請及び手続きは遅滞なく行い、かつ、これらに要する費用は全て受注者負担とする。
- ・工事内容について、疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。なお、協議は書面での提出を必須とする。
- ・本工事における瑕疵期間は検査完了後1年とし、瑕疵が発見された際は速やかに修復すること。

8 提出書類

(1) 契約後提出書類

(着手時)

①着手届

②工程表

(完成時)

③工事報告書

④完成通知書

⑤引渡書（検査合格後）

⑥その他発注者が求める資料

(2) 工事報告書（ファイル等に綴って提出）

①写真（着手前、施工中、完成）

②施行数量

③主要材料一覧（カタログ等も添付）

④各種保証書

⑤法令上必要な官公署提出資料

⑥その他発注者が求める資料